

中山間地域等直接支払制度 令和3年度の取組について

令和2年度から第5期対策として新たな5年間の取組がスタートしました。

制度・要件の概要や変更点のほか、作業内容・スケジュールなど、本制度を活用する上での基本部分について、改めて、本資料により理解を深めていただきまして、引き続き、適正な制度運用にご協力をお願いします。

※ 本資料は、本制度の基本的な取扱い等を整理したものです。詳細については、国の実施要領及び同要領の運用並びに市促進計画(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画)をご覧ください。

第1 中山間地域等直接支払制度とは

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援(負担割合:国 1/2、県:1/4、市:1/4)を行う制度として、平成12年度から実施されています。

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落・地区等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結※し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

※ 多面的機能発揮促進事業に関する計画書(以下「協定書」)を作成し、市が認定

1 制度の対象となる地域及び農用地

(1) 対象地域

- ① 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「棚田地域振興法」など地域振興立法によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域
⇒ 新潟県においては、「豪雪地帯対策特別措置法」によって指定された特別豪雪地帯

(2) 対象農用地及び交付単価

傾斜区分	傾斜要件	交付単価(円/10a)※	
		基礎単価 (8割)	体制整備単価 (10割)
急傾斜	田: 1/20以上	16,800円	21,000円
緩傾斜※	田: 1/100以上1/20未満	6,400円	8,000円

※ 上記交付単価に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、加算措置があります。

2 対象者

集落・地区等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

第 2 要件の詳細や変更点について

1 対象農用地について

対象地域内で傾斜要件を満たす 1ha 以上の面積を有する一団の農用地が必要です。
(協定を締結できる最小面積は 1ha)

(1) 一団の農用地とは

農用地面積が 1 h a 以上の団地 又は 農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上のもの

団地とは

- ・一つの農用地又は物理的に連担(ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接)している農用地
- ・中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の適否を判定する単位
⇒ 勾配の判定(交付単価の決定)は、原則的として、団地ごとに測定

(2) 緩傾斜農用地の取扱い

緩傾斜農用地は、耕作放棄の発生を防止する観点から、市が促進計画に対象基準の設定及び対象範囲を定めることとされています。

第 5 期対策では、国が示すガイドラインに準拠するよう要件を見直したほか、生産条件が不利な中山間地域等での農業生産活動を維持する本制度の趣旨に照らし、一定の条件に該当する地域に制限をかけることとしました。

緩傾斜農用地の取扱い	解説(第 5 期対策改正内容)
(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地 一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、 一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合 (この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)	連担要件 [改正なし]
(b) 急傾斜農用地と緩傾斜農用地を含む複数の団地の合計が 1ha 以上ある緩傾斜農用地。	飛び地要件 [要件緩和] 共同取組活動の及ぶ範囲(営農の一体性)であれば、対象農用地として取り扱う(道路・水路等の施設を介した連担性・一体性という制限を廃止)
(c) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上の集落(高齢化率 30%以上、耕作放棄率:田 5%以上、畑(草地を含む) 10%以上)に存する、上越農業振興地域整備計画農振計画第 1 の 1 の(2)のイに定める用途区分のうち、「c その他平坦地区」又は「d 中山間地区」の農用地	傾斜以外の要件 [厳格化] 5 年に 1 度実施される農林業センサス(国の統計調査)の結果に基づく集落ごとの判断において、支援を要しない平地地域の集落も対象となり得ることから、農業振興地域整備計画上の用途区分を要件に加えた。

2 協定に求められる活動内容について

協定に定める活動内容が、(1)の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は基礎単価(交付単価の8割)、(1)に加えて(2)の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は体制整備単価(交付単価の10割)を交付します。

(1) 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（8割単価を交付）

市に提出した協定書(農業生産活動として取り組むべき事項)に位置付けられている、「農業生産活動」及び「多面的機能を増進する活動」は必須ですので、必ず行ってください。

・農業生産活動等

例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)

・多面的機能を増進する活動

例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

(2) 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（10割単価を交付）

・集落戦略の作成 … 下記のとおり

3 体制整備単価(10割)交付要件(集落戦略の作成)について

集落の話し合いにより、協定農用地と集落の将来像を明確化し、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価(10割単価)の要件を「集落戦略の作成」に一本化しました。

(1) 集落戦略とは

協定参加者で以下の話し合いを重ね、合意形成を図り、取組を推進するためのものです。

- ・ 6から10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像
- ・ 将来的に維持すべき農用地を明確化
- ・ 農用地を守っていく手法

(2) 作成に向けて

① 協定参加者での話し合いに向けて

単なる協定書への○付け作業ではなく、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者での話し合いを行うことが求められています。

市では、話し合いの促進を図るため、関係機関と連携し、話し合う場の設営や作成のフォローアップ、具体的な対策等に関する助言・提案等を予定していますので、集落戦略作成に特化したマニュアル等を整備し、改めてお知らせします。

② 維持すべき農用地の明確化

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、将来維持すべき農用地を明確にします。

③ 合意形成を図る

維持の方法や担い手確保の手法について、協定内で合意を図ります。

集落戦略を作成するに当たっては、地域の重要な資源である農地をどのように将来に引き継いでいくか等、無理のない範囲で集落の将来について話し合うことが重要です。話し合いを行った際は、必ず「議事録」を作成し、保管してください。

4 免責(遡及返還)要件の緩和について

農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合に交付金の遡及返還の対象となる農用地の範囲を、協定農用地全体から当該農用地に見直しました。(病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要：免責要件)

ただし、免責要件を適用すると、当該年度以降は協定農用地として交付が受けられなくなるなど課題もあります。

基本的には、これまでと同様に耕作者の変更や作業受委託等により、協定農用地面積が減少しないよう、協定内で話し合い、解決するようにしてください。

それらの調整を経た上でも、協定農用地から除外せざるを得ず、免責要件を適用する場合には、以下のフローチャートにより手続きを進めることとなりますが、必ず事前に市担当者へ相談してください。

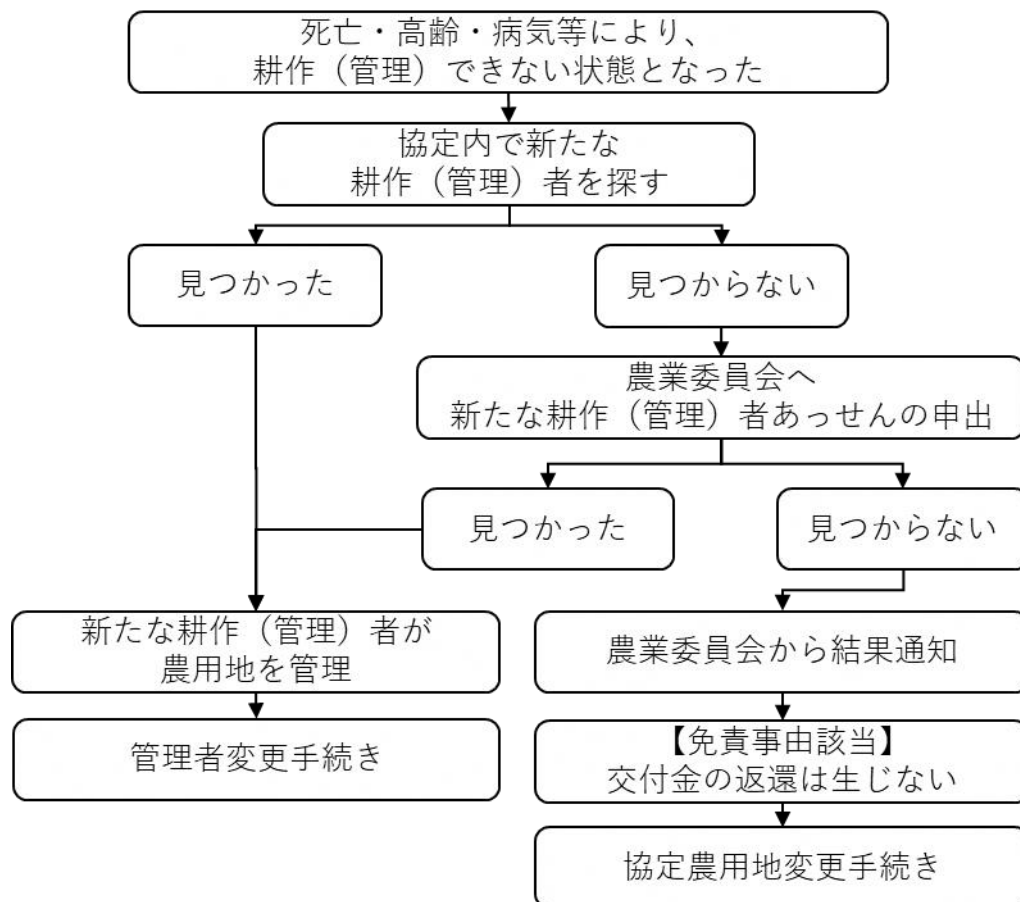
(1) 農業委員会へあっせん等の申出

協定代表者が当該農用地に対する利用権の設定又は農作業受委託のあっせんを農業委員会に申し出る。

(2) 協定内容変更手続き

市に事業計画の変更認定申請書(協定書変更手続き)を提出してください。

フローチャート図



5 共同取組活動への交付金の活用について

(1) 共同取組活動とは

水路・農道等の草刈り、泥上げ等の維持管理、景観形成作物の植栽等、地域全体の農業生産体制の維持・向上を図る取組に活用するものです。

(2) 交付金活用に当たって

交付金は、協定参加者の合意によりその使途が決定されるものですが、令和3年4月1日に関係要領が改正され、次に該当するものは共同取組活動への交付金の使途として認められないことが明記されました。

- ア) 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成
- イ) 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費含む）への助成
- ウ) 協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

各協定においては、共同取組活動としての支出内容が適正であるか、自主点検を行い、必要により活用使途や配分方法の見直しを行ってください。

国が示す定義・具体例 … 共同取組活動ではない個人に係る経費・資産の例

個人的経費	以下の全ての条件を満たすものをいう。 ①農業を収益事業として営む上で発生する必要経費 ②受益が個人に特定できる経費（請求書等に内訳があるなど受益者を協定参加者個人に紐付けられる経費【※2】。ただし、受益者を特定の個人に紐付けられない費用【他組織への運営費助成】は対象外。）	農業者個人が利用する生産資材（肥料、農薬、種子、ワクチン等）の購入
		農業者個人の利用料（農作業委託、酪農ヘルパー、コントラクター等）
		農業者個人の廃棄物（廃農機具、廃屋、廃プラスチック等）の処理
		農業者個人の施設（農業用倉庫、牛舎、構内設備等）の改修・補修
		農業者個人が利用する農用地の整備（草地更新等）
個人資産	交付金を活用して購入・取得した機械、建設・整備した施設等であって、協定参加者個人が所有又は占有しているものをいう。 ※ 共同利用機械等は対象外。ただし、共用資産管理台帳等を整備しているものに限る。	農業者個人で利用する農業用機械の購入
		農業者個人で利用する農業用施設の整備

ただし、個人への支出であっても、その効果や影響が協定全体に波及するものである場合には、個人的経費の支出及び個人資産の取得とはなりません。今一度支出内容を点検し、必要によりどういった名目での支出なのかを補足するなど資料の整理をお願いします。

(例)・カメムシ等の防除、薬剤散布に関する費用への活用例

理由：エリア全体で実施しなければ十分な効果は発揮できず、その影響は協定全体に波及するものであるため

・圃場整備の分担金への活用例

理由：個人ではなく圃場整備組合が負担するものであり、地域全体の農業生産体制の維持・向上を図る取り組みに対して、協定が組合に対し負担金を支払うものであるため

6 加算措置の充実について

加算措置は、地域農業の維持・発展のため、交付単価に所定額を加算するものです。令和2年度においては、33協定で加算措置を活用し、地域農業の維持・発展に資する取組が行われています。

(1) 加算措置の要件詳細や取組事例について

詳細は、別紙「加算措置の要件や目標設定について」を参照ください。

項目	交付金額及び要件	目標設定
棚田地域振興活動加算 〔新設〕	傾斜 1/20 以上 10 千円/10a 上限なし ・多様な主体が参画する地区協議会を組織し、上越市指定棚田地域振興活動計画に基づく地区計画を作成。その計画に基づき棚田地域の振興を図る活動を行う場合に加算	数値目標
超急傾斜農地保全管理加算 〔継続〕	傾斜 1/10 以上 6 千円/10a 上限なし ・「超急傾斜農地の保全」及び「超急傾斜農地で生産される農産物の販売促進等」の取組が必要	取組目標
集落協定広域化加算 〔拡充〕	3 千円/10a 上限 200 万円 ・出身が地域の内外にかかわらず、集落協定組織、集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織が行う地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を、これら組織の構成員とし、 ⇒主導的な役割を担う人材の確保のみを行う 単純広域化場合は、単年度限り交付 ⇒広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合は、最長令和6年度までの交付。この場合、定量的な目標設定(1つ以上が必須)	数値目標
集落機能強化加算 〔新設〕	3 千円/10a 上限 200 万円 ・地域の実態に応じた、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等の取組が対象	数値目標
生産性向上加算 〔新設〕	3 千円/10a 上限 200 万円 ・地域の実態に応じた、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等の取組が対象	数値目標

(2) 加算措置の留意点について

- ・ 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があります。(同一の取組・目標で複数の加算措置の適用不可)
- ・ 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する目標を定量的に定めます。
- ・ 同一の対象農用地を複数の加算対象とする場合、活動の効率化が図られることから、上乘せする加算の単価は定められた単価から 1,000 円/10a を減額します。
- ・ 加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

第3 協定内で整理・確認すべき事項（協定書記載内容の確認等）

1 基本活動について

集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定農用地の範囲や活動内容について、協定参加者で確認しましょう。

(1) 作業日報・会議録の作成について

- ・ 協定書に定められた「農用地の管理」、「農道・水路等の管理」、「多面的機能を増進する活動」を実施した際は、写真を撮影し作業日報を作成してください。
- ・ 総会や役員会等を開催した際は、写真を撮影し日報及び議事録を作成してください。
※写真等の整理方法は別紙「撮影マニュアル」を参照ください。

《不適正な写真》

- ・ 使い回しや会議等の場での酒類の陳列があるもの、日報の内容と整合性がとれないものは添付しないでください。

(2) 多面的機能支払交付金と重複する活動について

活動を行った場所や人数、時間等、作業日報等との整合を図ってください

(3) 加算措置に係る書類整備について

協定書の「加算措置適用のために取り組むべき事項」に定めた目標について、活動の実績等が示せる書類（作業日報、位置図、積算根拠、写真等）を整備してください。

(4) 事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検や確認を行ってください。
- 事務作業の担い手がいない等の場合は、集落協定の広域化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

2 協定書に定める事項の変更について

認定を受けた協定書に定める事項に変更がある場合は、以下により必要な手続きを行ってください。

(1) 変更認定が必要な項目（受付は6月30日（水）まで）

- ・ 協定農用地の追加等（「実施区域位置図」にも、記載してください。）
- ・ 農業生産活動として取り組むべき事項
- ・ 集落マスタープランの内容
- ・ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項
- ・ 加算措置適用のために取り組むべき事項

(2) 届出が必要な項目（受付は随時）

- ・ 役員や構成員の加除
- ・ 交付金の使途（協定書に記載のない使途への活用）
- ・ 協定農用地の管理者変更

第4 活動や組織運営のための留意事項

1 事務上の注意点

(1) 交付金の適正執行について

交付金の使用方法について、協定書の「交付金の使用方法等」と整合性を図り、計画的に執行するよう努めてください。

また、協定書に定められた配分ルールに基づき、「個人配分」と「共同取組活動分」を区分して執行してください。

○ 使途について

- ・ 予算書、決算書を整備してください。
- ・ 交付金上ふさわしくないもの（飲食や飲酒、個人的経費・個人資産の取得）へ拠出しないでください。また、各種団体等に対して、必要以上の拠出はしないでください。
- ・ 費用弁償や日当等は、活動ごとに変動せず内規に定められた額としてください。
- ・ 前年度に実施した日当や旅費等について、当該年度の交付金の対象としないでください。

○ 口座の作成について

- ・ 利子が発生しない口座であること
- ・ 交付金とその使途に関する出納のみが確認できる状態であること
- ・ 定期預金として積み立てないこと
- ・ 金銭出納簿との整合性がとられていること
- ・ 他の経理と区別されていること

○ 証拠書類等について

- ・ 請求書及び領収書（振込、立替者の受領）等を整備してください。
- ・ 物品や共同機械、施設等の整備等の見積書、設計書、竣工・設置等の証拠書類を整備してください。
- ・ 管理者のいる施設の修繕や整備について、必ず管理者の同意を取り、記録または証拠書類を日報等に添付してください。
- ・ 各種団体へ補助等を拠出する際は、相手側の決算書等を受領してください。（生産組織等へ助成等する場合は、助成先の助成金がなくなるまで、決算書等の提出が必要です）また、助成先の活動に直接結びつかない経費（役員報酬等）は控えてください。

○ 多面的機能支払交付金との区分について

- ・ 同一の領収書等で、中山間地域等直接支払と多面的機能支払交付金を混合しないでください。
- ・ 多面的機能支払交付金の「農地維持支払」、「資源向上支払（施設の長寿命化の活動を除く）」と中山間地域等直接支払交付金を重複して執行しないでください。

○ その他

- ・ ホームセンター等で交付金で物品を購入する際は、「ポイントカード」でのポイント獲得はしないでください。
- ・ 手持ち現金は、必要最小限の額とし、長期の保管はしないでください。

(2) 資産取得や高額事業実施について

- 高額な事業を実施する際(共同機械・施設整備、農道舗装、災害復旧等)は、必ず1者以上の見積書を徴収してください。

・10万円以上50万円未満	⇒	2者以上
・50万円以上	⇒	2者以上(できるだけ3者から徴収)
・100万円以上	⇒	3者以上

《注意事項》

- ・生コン、肥料、農薬等の特定の業者のみの取扱い資材については、100万円まで1者でよい。
- 土木工事、施設工事の関係(自力施工、委託共通事項)については、着手前、作業中、竣工写真を添付してください。
- 共同機械・施設の整備については、納入写真、付属写真を経理伝票または日報に添付してください。
- 取得価額が50万円以上の共有資産等を購入した際は、「共用資産管理台帳」、「機械等利用管理規程」、「機械等利用簿」を整備してください。

(3) 交付金の積立について

- 交付金は交付された年度内に全額を使用することが原則ですが、明確な目的と協定参加者の同意に基づくことで、令和4年3月以降も積立基金として繰り越すことができます。この場合、年度末の実績報告に合わせて積立目的と同意状況がわかる議事録を提出してください。
- 協定書に記載した「交付金の使用方法等」と整合性を図ってください。
- 基金は、積立目的以外に使用することはできませんので、やむを得ず目的を変更する場合は、当初の積立時と同様に、協定参加者の同意をとってください。
- 基金を別の通帳や定期預金等で分けたり、手持ち現金として次年度に繰り越さないでください。
- 第4期対策交付金を基金とし、未だ積立残額がある集落協定は、目的に沿ってなるべく早期に使用するようしてください。
 - ※ 年度当初において基金残高がある場合は、当該年度中の取崩し有無に関わらず、当該年度末に実績報告と基金報告を提出してください。
 - ※ 基金の積立目的は、原則として、単一年度の交付金額では実施できない大規模工事や機械の導入などに備えたものとされています。集落協定の運転資金や農道、水路の維持管理賃金、事務消耗品、各種団体への助成、第5期対策の申請に係る経費や役員報酬等への支出は、基金の使途として好ましくありません。
- 積み立てた交付金は、共同機械の購入、施設の整備や補修、農地や農道、水路等の整備や修繕、土地改良事業の負担金等の積立目的に沿って使用するものですので、やむを得ず集落協定の運転資金として一時的に取り崩した場合は、年度末までに同額を戻し入れてください。

2 その他連絡事項

(1) 交付金の個人配分等について

- 平成 26 年度から多面的機能支払交付金の創設に伴い、共同活動等が重複することにより、中山間地域等直接支払の交付金に余剰が発生している協定は、多面的機能支払交付金でできない農道、水路の整備、共同機械等の整備、集落活性化に向けた活動等に活用できるほか、個人配分への上乗せが可能（原則として加算金を除く）です。
- 令和元年度から個人配分の上限額が 1 人当たり 250 万円から 500 万円へ変更となっています。交付金の配分・使用は、集落の裁量に委ねられており、基本的にその用途は自由です。
- 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者は、交付金の対象となりません。（個人配分を受けられません）

市では、第 5 期対策から、農業所得の確認に関する承諾書に基づき、経営面積が 5.0ha 以上の農業者を対象に、課税情報等により過去 3 年間の平均農業所得を確認します。新潟市の勤労者一人当たりの平均所得と比較し、超過している場合には、農業従事日数の確認等を行います。

(2) 広域協定における共有資産購入や各種報告について

- 広域協定における機械等の共有資産の購入や管理、各種報告等について、「各支部」ごとに行うのではなく、「協定」として一元管理するようにしてください。
- 広域協定の本部・支部間での金銭出納は、内部の資金移動であり、協定としての収入・支出にはなりません。

- 集落協定は、参加者全員の取り決めです。特定の人への負担、また、活動内容等を知らない参加者がいないようにしましょう。
- 毎年話し合った上で活動計画や交付金の用途を決定し、その結果を協定内へ周知し、情報を共有しましょう。
- 話し合った内容や決定事項は、議事録などの形に残しておきましょう。